

長総合第 316 号
平成 30 年 11 月 6 日

請求人代理人 原 正 治 様

長野県市町村総合事務組合監査委員 青 木

同

竹 節 義



住民監査請求について（通知）

平成 30 年 9 月 11 日付けで提起のあった住民監査請求について、別紙「決定書」のとおり通知します。

決 定 書

1 請求人

- | | |
|---------|------------------------|
| (1) 住 所 | 下伊那郡松川町上片桐 3 3 1 6 - 1 |
| 職 業 | 会社役員 |
| 氏 名 | 竹 村 幸 宏 |
| (2) 住 所 | 下伊那郡松川町元大島 3 3 7 3 - 3 |
| 職 業 | 農業 |
| 氏 名 | 宮 澤 正 典 |
| (3) 住 所 | 下伊那郡松川町元大島 5 6 2 6 |
| 職 業 | 農業 |
| 氏 名 | 西 尾 明 廣 |
| (4) 住 所 | 下伊那郡松川町上片桐 1 4 7 4 - 2 |
| 職 業 | 農業 |
| 氏 名 | 矢 澤 勇 |
| (5) 住 所 | 下伊那郡松川町大島 2 3 1 4 |
| 職 業 | 会社役員 |
| 氏 名 | 宮 沢 朋 文 |
| (6) 住 所 | 下伊那郡松川町元大島 5 1 3 8 - 3 |
| 職 業 | 会社役員 |
| 氏 名 | 松 本 朗 彦 |

上記請求者ら代理人

- | | |
|---------|-------|
| (1) 弁護士 | 原 正 治 |
| (2) 弁護士 | 原 史 織 |

2 請求年月日

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

3 請求の要旨

平成 2 3 年 6 月 1 日付けで松川町副町長（特別職）に就任した吉澤澄久が、

それまで勤めていた松川町職員（一般職）を退職するにあたり、松川町長 深津徹と通謀の上、松川町職員退職勧奨要綱（以下「要綱」という。）に基づく退職勧奨の規定を不正に適用して、通常の退職金より約５３３万円加算された退職金を、平成２３年６月末日までに不正に受給した。

長野県市町村総合事務組合管理者は、上記不正行為を見抜くことなく、本件退職金に関する事務を行い、通常の退職金より約５３３万円加算された退職金を、平成２３年６月末日までに支出した。

長野県市町村総合事務組合は、吉澤澄久及び深津徹に対し、吉澤澄久が不正に受給した退職金５３３万３６５２円及びこれに対する退職金を支給した日の翌日から支払済みに至るまで年５分の割合による損害金を付して、同組合に支払う旨の不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権を行使されたい。

また、上記組合は、平成２３年６月当時の管理者である藤原忠彦に対し、上記金額と同額の損害賠償請求権を行使することも併せて検討されたい。

本件請求は、財務会計上の行為から１年以上経過しているものの、当該行為が秘密裡に行われ、その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえ、その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしており、正当な理由がある。

４ 当監査委員の判断

（１）主文

本件請求を却下する。

（２）理由

本件請求は、請求人が指摘する財務会計上の行為のあった日又は終わった日から１年が経過してなされたことが明らかであるが（地方自治法第２４２条第２項本文）請求人は正当な理由があると述べている。そこで、本件請求が請求期間の１年を経過したことに正当な理由があるかどうかについて検討する。

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求ができる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解される（平成１４年９月１２日最高裁判所判決参照）。

さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、

それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものと解される（平成19年2月14日東京高等裁判所判決参照）。

これを本件についてみると、松川町においては平成11年4月1日から松川町情報公開条例が施行されており、請求人が指摘する財務会計上の行為については、吉澤澄久が定年前に一般職を退職し、平成23年6月1日付で吉澤澄久が副町長に就任するに際しては、議会での選任同意を経ているとともに新聞報道等もあり、周知の事実であったといえる。

そのため、平成23年6月には請求人の情報公開請求により監査請求ができる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたといえる。

しかし、本件請求は、当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時から1年以上の期間を経過して提起されたものであって、到底、相当の期間内になされた監査請求であるとはいえない。

したがって、本件請求が請求期間の1年を経過したことに正当な理由はない。

よって、本件請求は不適法な請求であるから、主文のとおり決定する。